



LASERJET ENTERPRISE 500 MFP

## 保証および法律に関するガイド



M525





HP LaserJet Enterprise 500 MFP M525

保証および法律に関するガイド

**著作権およびライセンス**

© 2012 Copyright Hewlett-Packard  
Development Company, L.P.

事前の書面による許可なく複製、改変、変換することは、著作権法で許可されていない限り禁じられています。

本文書の内容は、事前の通知なく変更される可能性があります。

HP の製品およびサービスに対する唯一の保証は、当該製品またはサービスに付属の明示的な保証条項で規定されます。本文書のいかなる部分も、追加の保証を構成するとは見なされません。HP は、本文書に含まれる技術的または表記上の誤記や欠落について、一切の責任を負わないものとします。

パート番号: CF116-90952

Edition 2, 3/2019

**商標について**

ENERGY STAR および ENERGY STAR マークは、米国における登録マークです。

# 目次

<b>1 サービスおよびサポート .....</b>	<b>1</b>
Hewlett-Packard 社製品限定保証 .....	2
HP の Premium Protection Warranty : LaserJet トナー カートリッジ限定保証 .....	3
HP 製以外のサプライ品に対する HP のポリシー .....	4
HP の偽造防止 Web サイト .....	5
トナー カートリッジに保存されるデータ .....	6
ソフトウェア使用許諾契約書 .....	7
OpenSSL .....	10
カスタマ セルフ リペア保証サービス .....	11
カスタマ サポート .....	12
<b>2 製品の仕様 .....</b>	<b>13</b>
物理的仕様 .....	14
電力消費、電気仕様、および稼動音 .....	15
環境仕様 .....	16
<b>3 規制に関する情報 .....</b>	<b>17</b>
FCC 規格 .....	18
環境製品スチュワードシップ プログラム .....	19
環境の保護 .....	19
オゾン放出 .....	19
消費電力 .....	19
トナーの消費 .....	19
用紙の使用 .....	19
プラスチック .....	19
HP LaserJet サプライ品 .....	20
回収およびリサイクル手順 .....	20
米国およびプエルトリコ .....	20
カートリッジが複数 (2 個以上) の場合 .....	20
1 個のカートリッジの回収 .....	20
発送 .....	21

米国以外でのリサイクル品の回収 .....	21
用紙 .....	21
材料の制限 .....	21
EU (欧洲連合) が定める一般家庭の使用済み機器の廃棄 .....	22
化学物質 .....	22
化学物質安全性データシート (MSDS) .....	22
詳細について .....	23
適合宣言 .....	24
適合宣言 (ファックス モデル) .....	26
安全規定 .....	28
レーザー製品の安全性 .....	28
Canadian DOC regulations (カナダ DOC 規格) .....	28
VCCI 規格 (日本) .....	28
電源コードの使用手順 .....	28
電源コード規格 (日本) .....	28
EMC ステートメント (中国) .....	29
EMC ステートメント (韓国) .....	29
EMI 規格 (台湾) .....	29
レーザー製品に関する安全規定 (フィンランド) .....	29
GS 規格 (ドイツ) .....	30
成分表 (中国) .....	31
有害物質に関する制限の規格 (トルコ) .....	31
有害物質に関する制限の規格 (ウクライナ) .....	31
電気通信 (ファックス) 製品向けのその他の規格 .....	32
通信運用に関する EU ステートメント .....	32
New Zealand Telecom Statements .....	32
Additional FCC statement for telecom products (US) .....	32
Telephone Consumer Protection Act (US) .....	33
Industry Canada CS-03 requirements .....	33
ベトナムの有線通信およびワイヤレス通信における ICTQC で型番認証された製品に対するマーク .....	34
日本の電気通信機器の認定マーク .....	34
<b>索引 .....</b>	<b>35</b>

---

# 1 サービスおよびサポート

- [Hewlett-Packard 社製品限定保証](#)
- [HP の Premium Protection Warranty : LaserJet トナー カートリッジ限定保証](#)
- [HP 製以外のサプライ品に対する HP のポリシー](#)
- [HP の偽造防止 Web サイト](#)
- [トナー カートリッジに保存されるデータ](#)
- [ソフトウェア使用許諾契約書](#)
- [OpenSSL](#)
- [カスタマ セルフ リペア保証サービス](#)
- [カスタマ サポート](#)

# Hewlett-Packard 社製品限定保証

HP 製品	限定保障期間
HP LaserJet Enterprise 500 MFP M525dn, M525f	1 年限定オンライン保証

HP は、エンドユーザーに対して、購入日から上記の期間中、HP ハードウェアとアクセサリに材料および製造上の瑕疵がないことを保証します。HP は、保証期間中にこのような不具合の通知を受けた場合は、自らの判断に基づき不具合があると証明された製品の修理または交換を行います。交換製品は新品か、または新品と同様の機能を有する製品のいずれかになります。

HP は、HP ソフトウェアを正しくインストールして使用した場合に、購入日から上記の期間中、材料および製造上の瑕疵が原因でプログラミング命令の実行が妨げられないことを保証します。HP は、保証期間中にこのような不具合の通知を受けた場合は、当該不具合によりプログラミング インストラクションが実行できないソフトウェアメディアの交換を行います。

HP は、HP の製品の動作が中断されないものであったり、エラーが皆無であることは保証しません。なお、HP が HP の製品を相当期間内に修理または交換できなかった場合、お客様は、当該製品を返却することで、当該製品の購入金額を HP に請求できます。

HP 製品には、新品と同等の性能を発揮する再生部品が無作為に使用されることがあります。

本保証は、以下に起因する不具合に対しては適用されません。(a)不適当または不完全な保守、校正に因るとき。(b) HP が供給しないソフトウェア、インターフェース、または消耗品に因るとき。(c) HP が認めない改造または誤用に因るとき。(d) 表示した環境仕様の範囲外での動作に因るとき。(e) 据付場所の不備または保全の不適合に因るとき。

特定目的のための適合性や市場商品力についての暗黙の保証は、上記で明記された保証の保証期間に限定されます。一部の国/地域では、暗黙の保証の保証期間を制限できない場合があるため、上記の制限や責任の排除はお客様に適用されない場合があります。本保証は特定の法律上の権利をお客様に認めるものです。また、お客様は、その国/地域の法律によっては、他の権利も認められる場合があります。

HP の限定保証は、HP が製品のサポートを提供し、かつ製品を販売している国/地域で有効です。お客様の受け取る保証サービスは、国/地域の標準規定によって異なる場合があります。HP は、法律または規制上の理由で製品を機能させる意図のなかった国/地域で動作するように製品の形態、整合性、または機能を変更しません。

現地の法律で許容されている範囲内において、本保証書の責任が、HP の唯一で排他的な責任です。現地の法律で許容されている範囲内において、契約あるいは法律に基づくか否かにかかわらず、いかなる場合であっても、直接的損害、特殊な損害、偶発的損害、結果的損害（利益の逸失やデータの消失を含む）その他の損害に対して、HP およびそのサプライヤは一切責任を負いません。一部の国/地域では、付帯的または結果的な損害の排除や制限を認めない場合があり、上記の制限や排除はお客様に適用されない場合があります。

ここに含まれている保証条項は、法律により許される範囲を除いて、本製品の販売に適用されるお客様の必須の法的権利を除外、制限、変更するものではなく、それらの権利に追加されるものです。

# HP の Premium Protection Warranty : LaserJet トナー カートリッジ限定保証

この HP 製品は、材料および製造上の瑕疵がないことを保証します。

この限定保証は、(a) 補充、改変、再製または改ざんを施された製品、(b) 誤用、不適切な保管、またはプリンタ製品の公開されている環境仕様以外で操作した製品、(c) 通常の使用による疲弊した製品には適用されません。

限定保証サービスを受けるには、製品を購入店（問題を記述した書面および印刷サンプルを添付）に返品するか HP カスタマ サポートにお問い合わせください。HP の裁量で、HP は、瑕疵があることが判明した製品を交換するか、またはお客様に購入代金を返金します。

現地の法律で許容されている範囲内において、上記の保証は排他的であり、その他の保証や条件は、書面または口頭を問わず、明示または黙示されることはありません。HP 社は、商品性、品質に対するお客様の満足、または特定目的に対する整合性を含むいかなる默示的な保証または条件に対する責任も負いません。

現地の法律で許容されている範囲内において、契約あるいは法律に基づくか否かにかかわらず、いかなる場合であっても、直接的損害、特殊な損害、偶発的損害、結果的損害（利益の逸失やデータの消失を含む）その他の損害に対して、HP およびその代理店は一切責任を負いません。

ここに含まれている保証条項は、法律により許される範囲を除いて、本製品の販売に適用されるお客様の必須の法的権利を除外、制限、変更するものではなく、それらの権利に追加されるものです。

## HP 製以外のサプライ品に対する HP のポリシー

Hewlett-Packard 社は、新品であれ再生品であれ、HP 製以外のトナー カートリッジの使用は推奨していません。

 **注記：** HP プリンタ製品で HP 製以外のトナー カートリッジ、または再補充したトナー カートリッジを使用した場合でも、お客様に対する保証や HP サポート対応には影響しません。ただし、製品の不具合や破損が、HP 製以外または再補充したトナー カートリッジの使用に起因する場合、その特定の不具合や破損対応にかかる標準時間料金と材料費が請求されます。

## HP の偽造防止 Web サイト

HP トナー カートリッジを取り付けて、カートリッジが HP 製ではないことを通知するメッセージがコントロール パネルに表示された場合は、[www.hp.com/go/anticounterfeit](http://www.hp.com/go/anticounterfeit) にアクセスしてください。HP 社はそのカートリッジが純正品かどうかを調べ、問題を解決するための措置をとるお手伝いをします。

次の点に気づいた場合、お手元のトナー カートリッジは HP 純正トナー カートリッジでない可能性があります。

- サプライ品ステータス ページに、HP 製ではないサプライ品が取り付けられていることが示されている。
- カートリッジに問題が多発している。
- カートリッジが通常のものと違って見える (たとえば、パッケージが HP 製のものと異なるなど)。

## トナー カートリッジに保存されるデータ

このプリンタで使用される HP トナー カートリッジには、プリンタの操作に役立つメモリ チップが搭載されています。

さらに、このメモリ チップには、プリンタの使用に関する一部の情報を収集する機能があります。収集される情報には、トナー カートリッジが最後に使用された日付、トナー カートリッジが最初に取り付けられた日付、トナー カートリッジを使用して印刷されたページ数、印刷履歴、使用された印刷モード、発生した可能性がある印刷エラー、およびプリンタのモデル名があります。この情報は、今後の HP プリンタの設計にお客様の印刷ニーズを反映するために使用されます。

トナー カートリッジのメモリ チップから収集されたデータには、トナー カートリッジやプリンタのお客様またはユーザーを識別できるような情報は含まれません。ただし、お客様はコントロールパネルを使用して、メモリ チップに利用状況データを保存しないように選択できます。

HP では、HP が無料で行っている製品回収およびリサイクル プログラム (HP Planet Partners : [www.hp.com/recycle](http://www.hp.com/recycle)) に返却されたトナー カートリッジからメモリ チップのサンプル内容を収集します。今後の HP 製品を改善するために、このサンプルから収集されたメモリ チップを読み取り、調査します。このトナー カートリッジのリサイクルに協力した HP パートナーもまたこのデータにアクセスすることができます。

トナー カートリッジを所有しているサードパーティ企業は、メモリ チップ上の匿名情報にアクセスできます。

# ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア製品をご利用の前に、以下の条項を良くお読みください。本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「EULA」という）は、本ソフトウェア製品の使用に関してお客様（個人または法人を問わない）と Hewlett-Packard Company（以下「HP」という）との間で締結される契約書です。オンライン文書内の使用許諾契約などで、別の使用許諾契約がお客様と HP または本ソフトウェアのサプライヤとの間に締結されている場合、本 EULA は適用されません。「ソフトウェア」には関連メディア、ユーザーガイドとその他の印刷物、および「オンライン」または電子文書（まとめて「ユーザー文書」という）が含まれる場合があります。

本ソフトウェアに関する権利は、お客様が本 EULA の全ての条件に同意する場合にのみ提供されます。本ソフトウェアをインストール、複製、ダウンロード、または使用することによって、お客様は本 EULA の条項に拘束されることに同意されたものとみなされます。本 EULA に同意されない場合、本ソフトウェアをインストール、ダウンロード、または使用することはできません。本ソフトウェアを購入されても、本 EULA に同意されない場合は、本ソフトウェアを 14 日以内に購入店まで返却いただければ、代金を全額返金いたします。本ソフトウェアが別の HP 製品上にインストールされている場合または別の HP 製品と共に使用可能な状態になっている場合は、未使用のそれら全ての製品を全部返却していただくものとします。

1. 第三者のソフトウェア。本ソフトウェアには、HP 所有のソフトウェア（以下「HP ソフトウェア」）の他に、第三者的な使用許諾を受けたソフトウェア（以下「第三者のソフトウェア」）が含まれる場合があります。第三者のソフトウェアは、その第三者により規定された使用条件に従って使用が許諾されます。一般に、第三者のライセンスは "license.txt"、"readme" などのファイルに記載されていますが、それらのライセンスが見つからない場合は、HP サポートまでご連絡ください。第三者のライセンスにソース コードの利用を認めるライセンス（GNU 一般公開ライセンスなど）が含まれており、該当するソース コードが本ソフトウェアに含まれない場合は、HP の Web サイト ([hp.com](http://hp.com)) の製品サポート ページでソース コードの取得方法についてご確認ください。
2. 許諾権利。本契約書のすべての使用条件に準拠することを条件に、お客様は以下の権利を付与されます。
  - a. 使用。お客様には、本 HP ソフトウェアのコピー 1 部を使用する権利が許諾されます。「使用」とは、本 HP ソフトウェアをインストール、複製、格納、ロード、実行、表示、または使用することをいいます。お客様は、本 HP ソフトウェアを改変したり、本 HP ソフトウェアのいかなる使用許諾または制御に関する機能も無効にすることはできません。本ソフトウェアが HP によりイメージ処理用製品または印刷処理用製品とともに提供された場合（本ソフトウェアがプリンタのドライバ、ファームウェア、またはアドオンの場合など）、本 HP ソフトウェアはそれらの製品（「HP 製品」）での使用に限定されます。使用に関する追加制限が、ユーザー マニュアルに記載されている場合があります。本 HP ソフトウェアの構成部分を分割して使用することはできません。お客様に本 HP ソフトウェアを配布する権利はありません。
  - b. 複製。複製の権利とは、それぞれの複製に元の HP ソフトウェアに含まれる所有権に関する通知をすべて転載し、バックアップ目的のみの使用に限り、本 HP ソフトウェアのアーカイブ コピーまたはバックアップ用コピーを作成できることを意味します。
3. アップグレード。HP がアップグレード、更新、補足（まとめて「アップグレード」という）として提供する HP ソフトウェアを使用するには、まず元の HP ソフトウェアがアップグレードの権利対象として HP により許可されている必要があります。アップグレードが元の HP ソフトウェアに取って替わる場合、お客様はかかる HP ソフトウェアを今後使用することはできなくなり

ます。本契約書は、HP がアップグレードに関する使用条項を他に提示していない限り、各アップグレードに適用されます。本契約書と他の条項とが異なる場合は、他の条項が優先されます。

4. 譲渡。

- a. 第三者への譲渡。本 HP ソフトウェアの最初のエンド ユーザーは、本 HP ソフトウェアを別のエンド ユーザーに 1 回に限り譲渡することができます。譲渡には、全構成部品、メディア、ユーザー マニュアル、本契約書、純正製品証明書 (それが存在する場合) をすべて含めます。譲渡は、委託販売などの間接的譲渡であってはなりません。譲渡に先立ち、譲渡されるソフトウェアを受け取るエンド ユーザーは本契約書に同意するものとします。本 HP ソフトウェアを譲渡した時点で、お客様のライセンスは自動的に終了します。
  - b. 制限。お客様は本 HP ソフトウェアを賃貸、リース、貸与したり、商用タイムシェアリングまたはサービス機関向けに使用することはできません。本契約書で明示的に許可されている場合を除き、お客様は、本 HP ソフトウェアを再使用許諾、譲渡、移転することはできません。
5. 所有権。本ソフトウェアおよびユーザー マニュアルに含まれる知的財産権はすべて HP およびその供給業者により所有され、該当する著作権、業務上の秘密、特許、商標に関する法律で保護されています。お客様は、製品の識別番号、著作権表示、所有者による制限を本ソフトウェアから除去してはならないものとします。
6. リバース エンジニアリングの制限。お客様は、該当の法律で許可されている場合を除き、本 HP ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
7. データの使用に関する承諾。HP およびその関連会社は、(i) 本ソフトウェアまたは HP 製品の使用、または (ii) 本ソフトウェアまたは HP 製品に関するサポート サービス、に関連してお客様から提供される技術情報を収集および使用することがあります。かかる情報にはすべて HP のプライバシー ポリシーが適用されます。HP はかかる情報を、お客様個人が特定されるような方法で利用しないものとしますが、お客様の使用を改善したりまたはサポート サービスを提供したりするために必要な場合はこの限りではありません。
8. 責任の制限。万一お客様に損害が生じた場合の本契約書に基づく HP およびその供給業者の責任、および本契約書に基づくお客様に対する唯一の救済手段は、本製品の購入についてお客様が実際に支払った金額または 5.00 米ドルのいずれか高い額を上限とします。HP またはその供給業者は、法律上許容される最大限において、本ソフトウェアの使用または使用不能によって生じうる特別、付隨的、間接的または派生的損害 (逸失利益、データ喪失、事業の中止、人身傷害、プライバシーの喪失を含む) について、HP またはその供給業者が当該損害の可能性を通知されていたとしても、上記の救済手段が主たる目的を達することができるかどうかにかかわらず、一切の責任を負いません。一部の地域または管轄地域では、付帯的または結果的な損害の排除や制限を認めない場合があり、上記の制限や排除はお客様に適用されない場合があります。
9. お客様がアメリカ合衆国政府の場合。本ソフトウェアは、すべて私費で開発されています。すべてのソフトウェアは、該当する取得規制が適用されたうえで提供される商用コンピュータ ソフトウェアです。したがって、US FAR 48 CFR 12.212 および DFAR 48 CFR 227.7202 に基づき、米国政府またはその下請業者による使用、複製、開示は、強制適用のある連邦法に反しない範囲で、本契約書に規定されている使用条件のみを適用するものとします。

**10.** 輸出法の遵守。お客様は、(i) 本ソフトウェアの輸出または輸入に適用される、または (ii) 核兵器、化学兵器、生化学兵器の拡散など、本ソフトウェアの使用を制限する、すべての法律、規則、規制を遵守するものとします。

**11.** 権利の保有。HP およびその供給業者は、本契約書でお客様に明示的に付与されていない権利を含む、すべての権利を有します。

© 2009 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

改訂 04/09

# OpenSSL

本製品には、OpenSSL Toolkit で使用するために OpenSSL Project (<http://www.openssl.org/>) によって開発されたソフトウェアが含まれています。

OpenSSL Project は、このソフトウェアを特定物として「現状のまま」の状態で提供し、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示もしくは默示の保証責任を負いません。起こりうる損害について予見の有無を問わず、「ソフトウェア」を使用したために生じる、直接的、間接的、付帯的、特別、懲罰的、または結果的損害 (代替の製品またはサービスの調達、データまたは利益の喪失、事業の中止などを含み、他のいかなる場合も含む) については、

それが契約、厳格な責任、不法行為 (過失の場合もそうでない場合も含む) など、いかなる責任の理論においても、OpenSSL Project およびその寄稿者はその責任を負いません。

本製品には、Eric Young ([eay@cryptsoft.com](mailto:eay@cryptsoft.com)) 氏によって作成された暗号化ソフトウェア、および Tim Hudson ([tjh@cryptsoft.com](mailto:tjh@cryptsoft.com)) によって作成されたソフトウェアが含まれています。

## カスタマ セルフ リペア保証サービス

HP 製品は、修理にかかる時間を短縮し、故障部品の交換をスムーズに行えるように、カスタマ セルフ リペア (CSR) 部品を多数使用して設計されています。診断段階で、CSR 部品を使用することによりお客様自身で修理が可能であると HP が判断した場合、部品を直接お客様にお送りします。CSR 部品には、次の 2 種類があります。1) お客様による交換修理が必須の部品。これらの部品の交換を HP に依頼した場合は、そのサービスにかかった交通費および人件費はお客様負担となります。2) お客様による交換修理が任意の部品。これらの部品もお客様自身で交換修理できるように設計されています。ただし、これらの部品の交換を HP に依頼した場合は、ご使用の製品に指定されている保証サービスの種類に基づいて、サービスは無償で提供されます。

部品の在庫があり、地理的に可能であれば、CSR 部品は翌営業日に配達されるように出荷されます。また、地理的に可能であれば、追加の費用はかかりますが、同日中または 4 時間以内に配達されるように出荷できる場合もあります。サポートが必要な場合は、HP テクニカル サポート センターまでご連絡ください。専門の技術者が電話にてサポートいたします。故障部品を HP に返却する必要があるかどうかは、CSR 部品に同梱されている資料に記載されています。故障部品を HP に返却する必要がある場合、所定の期間内 (通常は 5 営業日以内) に HP に返送してください。故障部品は、付属のドキュメントとともに、用意されている梱包材に入れてお送りください。故障部品を返送していただかない場合には、交換部品代をお支払いいただく場合があります。お客様自身で部品を交換される場合、HP は、交換部品の送料および故障部品の返却にかかる送料を全額負担いたします。また、その際の輸送手段は HP が決定させていただきます。

# カスタマ サポート

国/地域の電話サポートを受ける

プリンタ名、シリアル番号、購入日、および問題の説明をご用意ください。

24 時間のインターネット サポートを受ける

国/地域の電話番号については、プリンタに同梱のお知らせまたは [www.hp.com/support/](http://www.hp.com/support/) をご覧ください。

[www.hp.com/support/lj500MFPM525](http://www.hp.com/support/lj500MFPM525)

Macintosh コンピュータで使用するプリンタのサポートを受ける

[www.hp.com/go/macosx](http://www.hp.com/go/macosx)

ソフトウェア ユーティリティ、ドライバ、および電子情報をダウンロードする

[www.hp.com/go/lj500MFPM525\\_software](http://www.hp.com/go/lj500MFPM525_software)

追加の HP サービス契約または保守契約を注文する

[www.hp.com/go/carepack](http://www.hp.com/go/carepack)

製品の登録

[www.register.hp.com](http://www.register.hp.com)

---

## 2 製品の仕様

- 物理的仕様
- 電力消費、電気仕様、および稼動音
- 環境仕様

## 物理的仕様

表 2-1 物理的仕様

製品	高さ	奥行き	幅	重量
M525dn	576mm	547mm	516mm	29.7kg
M525f	576mm	547mm	517mm	29.7kg

## 電力消費、電気仕様、および稼動音

最新情報については、「[www.hp.com/go/lj500MFP/M525\\_regulatory](http://www.hp.com/go/lj500MFP/M525_regulatory)」を参照してください。

**△ 注意 :** 電源要件は、販売された国/地域によって異なります。動作電圧は変更しないでください。  
変更すると、プリンタが損傷しても保証の対象にならなくなります。

---

## 環境仕様

表 2-2 動作環境仕様

環境	推奨	許容値
温度	17 ~ 25°C	15 ~ 30°C
相対湿度	相対湿度 (RH) 30 ~ 70%	相対湿度 10 ~ 80%

---

### 3 規制に関する情報

- [FCC 規格](#)
- [環境製品スチュワードシップ プログラム](#)
- [適合宣言](#)
- [適合宣言 \(ファックス モデル\)](#)
- [安全規定](#)
- [電気通信 \(ファックス\) 製品向けのその他の規格](#)

## FCC 規格

本装置は、テストの結果、Class A デジタル装置の限界値に適合しており、FCC 規則 Part 15 に適合していることが確認されています。これらの基準は、本番環境に装置を設置した場合の電波障害に対するしかるべき防止策を提供することを目的としています。この装置は、無線高周波エネルギーを生成、使用、および放射するため、取扱説明書に従って正しく設置および使用しないと、無線通信に有害な干渉を引き起こす可能性があります。住宅地域で本装置を使用すると、有害な干渉を引き起こす可能性があります。その場合、ユーザー側の費用負担で干渉を防止する必要があります。

 **注記：** HP が明示的に認めていないプリンタへの変更や改造を行うと、本装置を操作するユーザーの権利が無効になる場合があります。

FCC 規則の Part 15 の Class A 基準に準拠するには、シールド付きインターフェース ケーブルを使用してください。

# 環境製品スチュワードシップ プログラム

## 環境の保護

Hewlett-Packard 社は環境保全を考慮した上で、高品質の製品をお届けしています。この製品は、いくつかの点で環境への影響を最小限に抑えるように設計されています。

## オゾン放出

この製品はオゾン ガス ( $O_3$ ) をほとんど発生しません。

## 消費電力

印字可モードおよびスリープ モードでは、消費電力を大幅に節約することができます。これにより、製品のパフォーマンスを維持したまま、天然資源の保護およびコストの削減を実現できます。

ENERGY STAR® ロゴの付いた Hewlett-Packard の印刷/イメージング機器は、米国環境保護局が定めるイメージング機器向けの ENERGY STAR 仕様に適合しています。ENERGY STAR に適合したイメージング製品には、次のマークが付けられています。



他の ENERGY STAR 適合イメージング製品のモデル情報は、次の Web サイトでご覧いただけます。

[www.hp.com/go/energystar](http://www.hp.com/go/energystar)

## トナーの消費

エコノモードでのトナー使用量は通常より少なく、トナー カートリッジの寿命が長くなります。エコノモードを常に使用することはお勧めしません。Economode を常に使用すると、トナーを使い切る前に、トナー カートリッジ内の機械部品の寿命が終了する可能性があります。印刷品質が低下し始めたり、十分な品質が保てなくなった場合は、トナー カートリッジの交換を検討してください。

## 用紙の使用

本製品の手動/自動両面印刷機能 (用紙の両面に印刷する機能)、および N-UP 印刷 (1 枚の用紙に複数のページを印刷する機能) を使用して用紙の使用量を減らすことで、天然資源の消費量も減らすことができます。

## プラスチック

25g を超えるプラスチック部品には、国際規格に基づく材料識別マークが付いているため、プリンタを処分する際にプラスチックを正しく識別することができます。

## HP LaserJet サプライ品

使用済みの HP LaserJet トナー カートリッジは、HP Planet Partners を利用すると、無料で簡単に返却およびリサイクルできます。多言語のプログラム情報および指示書は、すべての新しい HP LaserJet トナー カートリッジおよびサプライ品のパッケージに同梱されています。カートリッジは個々に返却するよりまとめて返却した方が環境に対する負荷を減らす助けになります。

HP では、製品設計および製造から販売、お客様によるご使用、そしてリサイクルに至るまで、環境に優しく、先進的で高品質の製品およびサービスを提供するよう努力しています。HP Planet Partners プログラムにお申し込みいただくと、弊社がお客様の使用済み HP LaserJet トナー カートリッジを適切にリサイクルいたします。使用済みカートリッジのプラスチックおよび金属部分から新しい製品を製造することで、数百万トンもの廃棄物削減を実現しています。回収したカートリッジはリサイクルされ、新しい材料として利用されるため、お客様に返却されることはありません。環境保全のために、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

 **注記：** 返却ラベルは、使用済みの HP LaserJet トナー カートリッジを返却する場合にのみ使用してください。HP インクジェット カートリッジ、HP 製以外のトナー カートリッジ、再補充または再生品カートリッジの返却、保証に関連する返却には、このラベルを使用しないでください。HP インクジェット カートリッジのリサイクルに関する詳細は、<http://www.hp.com/recycle> を参照してください。

## 回収およびリサイクル手順

### 米国およびペルトリコ

HP LaserJet トナー カートリッジ ボックスの同梱されているラベルは、使用後の 1 つまたは複数の HP LaserJet トナー カートリッジの回収およびリサイクル用ラベルです。以下の該当する手順を実行してください。

#### カートリッジが複数 (2 個以上) の場合

1. HP LaserJet トナー カートリッジをそれぞれオリジナルのボックスおよびバッグに入れます。
2. 紐または梱包用テープを使用して、複数の箱をひとまとめにします。発送重量は、最大 31kg (70 ポンド) です。
3. 前払いの発送ラベルを 1 枚使用します。

または

1. 適切な箱を用意するか、[www.hp.com/recycle](http://www.hp.com/recycle) を参照するか、または 1-800-340-2445 に連絡して、無料の回収専用箱を入手します (HP LaserJet トナー カートリッジを最大 31kg まで梱包可)。
2. 前払いの発送ラベルを 1 枚使用します。

#### 1 個のカートリッジの回収

1. HP LaserJet トナー カートリッジをカートリッジが梱包されていたバッグおよびボックスに入れます。
2. 発送ラベルをボックスの前面に貼付します。

## 発送

合衆国およびプエルトリコでの HP LaserJet トナー カートリッジ リサイクル返却については、ボックス同梱の、送料前払い、宛先記入済みの送付ラベルを使用してください。UPS ラベルを使用する場合は、次回集配時に、パッケージを UPS ドライバに渡すか、正規 UPS センターから発送してください (UPS Ground の集荷料金には通常のレートが適用されます)。最寄りの UPS センターについては、1-800-PICKUPS にお問い合わせいただくか、[www.ups.com](http://www.ups.com) をご覧ください。

FedEx ラベルを使用する場合は、次回集配時に、パッケージを郵便配達員または FedEx のドライバに渡してください (FedEx Ground の集荷料金には通常のレートが適用されます)。または、梱包したトナー カートリッジを郵便局または FedEx 集荷センター/取扱店から発送してください。最寄りの郵便局については、1-800-ASK-USPS にお問い合わせいただくか、[www.usps.com](http://www.usps.com) をご覧ください。最寄りの FedEx 集荷センター/取扱店については、1-800-GOFEDEX にお問い合わせいただくか、[www.fedex.com](http://www.fedex.com) をご覧ください。

詳細情報について、または追加ラベルや一括回収用の箱の注文については、[www.hp.com/recycle](http://www.hp.com/recycle) を参照するか、または 1-800-340-2445 までお問い合わせください。この情報は、予告なしに変更される場合があります。

## アラスカおよびハワイにお住まいの方へ

UPS ラベルを使用しないでください。詳細については、1-800-340-2445 までお問い合わせください。USPS と HP 間での取り決めにより、アラスカおよびハワイについては無料のカートリッジ返却輸送サービスを提供していません。

## 米国以外でのリサイクル品の回収

HP Planet Partners 返却およびリサイクル プログラムへのお申し込みについては、リサイクル ガイド (新しくご購入いただいたサプライ品に同梱されています)、または [www.hp.com/recycle](http://www.hp.com/recycle) をご覧ください。お住まいの国/地域を選択すると、お使いの HP LaserJet 用サプライ品の返却方法が表示されます。

## 用紙

この製品では、用紙が『HP LaserJet Printer Family Print Media Guide (HP LaserJet プリンタ ファミリー印刷メディアガイド)』に記載されている基準に適合している場合に限り、再生紙を使用することができます。この製品には、EN12281:2002 に準拠する再生紙を使用することができます。

## 材料の制限

この HP 製品では水銀は使用されていません。

この HP 製品には電池が使用されているため、回収時に特別な取扱いが必要になる場合があります。この製品に Hewlett-Packard が使用している電池を以下に示します。

HP LaserJet Enterprise 500 MFP M525	
タイプ	フッ化炭素リチウム
重量	0.8g

#### HP LaserJet Enterprise 500 MFP M525

実装位置	フォーマッタ ボード上
ユーザーによる取り外し	不可



## 廢電池請回收

リサイクル情報については、[www.hp.com/recycle](http://www.hp.com/recycle) にアクセスするか、最寄りの代理店または米国電子工業会 ([www.eiae.org](http://www.eiae.org)) にお問い合わせください。

## EU (欧州連合) が定める一般家庭の使用済み機器の廃棄



製品または製品のパッケージにこのマークが付いている場合、この製品を家庭廃棄物と一緒に捨てることは禁止されています。使用済み機器の廃棄は消費者が責任を負うものとし、電気・電子機器廃棄物のリサイクルを行うための指定された回収拠点を持って行く必要があります。使用済み機器の廃棄に分別収集およびリサイクルを実行することにより、天然資源を保護し、人間の健康と環境を守るリサイクルを実現します。使用済み機器のリサイクルを行う回収拠点については、居住地区的市役所、家庭廃棄物の収集業者、または製品を購入した販売店にお問い合わせください。

## 化学物質

HP は、REACH (欧州議会および理事会の規則 (EC) No 1907/2006) などの法的要件に準拠するための必要に応じて、HP 製品で使用されている化学物質に関する情報をお客様に提供するよう努めています。このプリンタの化学情報レポートについては、[www.hp.com/go/reach](http://www.hp.com/go/reach) を参照してください。

## 化学物質安全性データシート (MSDS)

化学物質が使われているサプライ品 (トナーなど) の Material Safety Data Sheet (化学物質等安全データシート : MSDS) は HP の Web サイト [www.hp.com/go/msds](http://www.hp.com/go/msds) または [www.hp.com/hpinfo/community/environment/productinfo/safety](http://www.hp.com/hpinfo/community/environment/productinfo/safety) から入手可能です。

## 詳細について

これらの環境に関するトピック

- この製品やこの製品に関連する多くの HP 製品についての製品環境プロファイル
- HP 社の環境への貢献
- HP 社の環境管理システム
- HP 社の製品回収およびリサイクル プログラム
- 化学物質安全データシート (MSDS)

[www.hp.com/go/environment](http://www.hp.com/go/environment) または [www.hp.com/hpinfo/globalsustainability/environment](http://www.hp.com/hpinfo/globalsustainability/environment) にアクセスしてください。

# 適合宣言

## 適合宣言

適合規格 : ISO/IEC 17050-1 および EN 17050-1

製造者名 : Hewlett-Packard Company DoC# : BOISB-1107-00 Rel.1.0  
製造者住所 : 11311 Chinden Boulevard  
Boise, Idaho 83714-1021, USA

### 適合宣言の対象製品

製品名 : HP LaserJet Enterprise 500 MFP M525dn

規制モデル番号 :<sup>2)</sup> BOISB-1107-00

製品オプション : すべて

トナー カートリッジ : CE255A、CE255X

準拠している製品仕様 :

安全性 : IEC 60950-1:2005 / EN60950-1: 2006 +A11 +A1

IEC 60825-1:2007 / EN 60825-1:2007 (クラス 1 レーザー/LED 製品)

IEC 62479:2010 / EN62479:2010

GB4943-2001

電磁環境適合性 : CISPR22:2005 +A1/ EN55022:2006 +A1 - クラス A<sup>1), 3)</sup>

EN 61000-3-2:2006 +A1:2009 +A2:2009

EN 61000-3-3:2008

EN 55024:1998 +A1 +A2

FCC タイトル 47 CFR、パート 15 クラス A/ICES-003、Issue 4

GB9254-2008、GB17625.1-2003

補足情報 :

本製品は R&TTE Directive 1999/5/EC Annex II および Annex IV、EMC Directive 2004/108/EC、Low Voltage Directive 2006/95/EC の要件に準拠し、それに基づいて CE マーク  を貼付しています。

本デバイスは FCC 規定パート 15 に準拠しています。動作は、次の 2 つの条件を前提とします。(1) 本デバイスによって有害な干渉が発生することはありません。(2) 本デバイスは予期しない動作の原因となる干渉も含め、あらゆる干渉を受け入れなければなりません。

1. 本製品は、Hewlett-Packard のパーソナル コンピュータ システムの標準的な構成でテスト済みです。
2. 規定に準拠するため、本製品には規制製品番号が割り当てられています。この番号を、製品名や製品番号と混同しないでください。
3. 本製品は、次に該当する場合に EN55022 & CNS 13438 クラス A の要件を満たします。「警告 - これはクラス A の製品です。国内環境において、適切な対策を取る必要のある無線妨害を引き起こす場合があります。」

Boise, Idaho USA

2011 年 7 月 27 日

**規定に関する問い合わせ先 :**

ヨーロッパ :

最寄りの Hewlett-Packard 販売サービス代理店または Hewlett-Packard GmbH, Hewlett-Packard GmbH, HQ-TRE, Herrenberger Straße 140, 71034 Böblingen, Germany [www.hp.eu/certificates](http://www.hp.eu/certificates)

米国 :

Product Regulations Manager, Hewlett-Packard Company, PO Box 15, Mail Stop 160, Boise, Idaho 83707-0015 (電話番号 : 208-396-6000)

# 適合宣言 (ファックス モデル)

## 適合宣言

適合規格 : ISO/IEC 17050-1 および EN 17050-1

製造者名 : Hewlett-Packard Company DoC# : BOISB-1107-01 Rel.1.0  
製造者住所 : 11311 Chinden Boulevard  
Boise, Idaho 83714-1021, USA

### 適合宣言の対象製品

製品名 : HP LaserJet Enterprise 500 MFP M525f

規制製品番号 : <sup>2)</sup> BOISB-1107-01

次のアクセサリを含みます。

BOISB-0703-00 - ファックス モジュール

製品オプション : すべて

トナー カートリッジ : CE255A、CE255X

準拠している製品仕様 :

安全性 : IEC 60950-1:2005 / EN60950-1: 2006 +A11 +A1

IEC 60825-1:2007 / EN 60825-1:2007 (クラス 1 レーザー/LED 製品)

IEC 62479:2010 / EN62479:2010

GB4943-2001

電磁環境適合性 : CISPR22:2005 +A1/ EN55022:2006 +A1 - クラス A<sup>1), 3)</sup>

EN 61000-3-2:2006 +A1:2009 +A2:2009

EN 61000-3-3:2008

EN 55024:1998 +A1 +A2

FCC タイトル 47 CFR、パート 15 クラス A/ICES-003、Issue 4

GB9254-2008、GB17625.1-2003

TELECOM ES 203 021; FCC タイトル 47 CFR、パート 68<sup>4)</sup>

### 補足情報 :

本製品は R&TTE Directive 1999/5/EC Annex IV、EMC Directive 2004/108/EC、Low Voltage Directive 2006/95/EC の要件に準拠し、それに基づいて CE マーク  を貼付しています。

本デバイスは FCC 規定パート 15 に準拠しています。動作は、次の 2 つの条件を前提とします。(1) 本デバイスによって有害な干渉が発生することはありません。(2) 本デバイスは予期しない動作の原因となる干渉も含め、あらゆる干渉を受け入れなければなりません。

1. 本製品は、Hewlett-Packard のパーソナル コンピュータ システムの標準的な構成でテスト済みです。
2. 規制上の理由により、本製品には規制のモデル番号が割り当てられています。この番号を、販売名や製品番号と混同しないでください。
3. 本製品は、次に該当する場合に EN55022 & CNS13438 クラス A の要件を満たします。「警告 - これはクラス A の製品です。屋内の環境下で、本製品が電波障害の原因になる場合もあります。このような問題が発生するときは、ユーザーが適切な処置を講じることが必要になる場合があります。」
4. 本製品には、上記の規制に加え、対象国/地域に該当する電気通信に関する承認および規格が適用されています。
5. 本製品ではアナログ ファックス アクセサリ モジュールが使用されています。その規制モデル番号は、BOISB-0703-00 です。これは、本製品が販売される国/地域の技術的規制要件を満たすために必要です。

**Boise, Idaho USA**

**2011 年 7 月 27 日**

**規定に関する問い合わせ先 :**

ヨーロッパ :

最寄りの Hewlett-Packard 販売サービス代理店または Hewlett-Packard GmbH, Hewlett-Packard GmbH, HQ-TRE, Herrenberger Straße 140, 71034 Böblingen, Germany [www.hp.eu/certificates](http://www.hp.eu/certificates)

米国 :

Product Regulations Manager, Hewlett-Packard Company, PO Box 15, Mail Stop 160, Boise, Idaho 83707-0015 (電話番号 : 208-396-6000)

# 安全規定

## レーザー製品の安全性

米国食品医薬品局の医療機器・放射線製品センタ (CDRH) では、1976 年 8 月 1 日以降に生産されたレーザ製品の規定を定めています。米国で販売される製品では規定への準拠が必須です。このデバイスは、1968 年の放射線規制法に基づく米国保健社会福祉省 (DHHS) の放射線性能基準のもと、「クラス 1」のレーザ製品に認定されています。このデバイス内で放射される放射線は保護用の筐体および外部カバー内に密封されているので、ユーザーの通常の使用状況ではレーザ ビームが漏れることはありません。

**△ 警告！** このユーザーズ ガイドに指定されていない制御を使用したり、調整を行ったり、手順を実行したりすると、危険な放射線が漏れる場合があります。

## Canadian DOC regulations (カナダ DOC 規格)

Complies with Canadian EMC Class A requirements.

« Conforme à la classe A des normes canadiennes de compatibilité électromagnétiques. « CEM ». »

## VCCI 規格（日本）

この装置は、クラスA情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者は適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。

VCCI-A

## 電源コードの使用手順

電源がプリンタの定格電圧に適合していることを確認します。定格電圧は、プリンタのラベルに記載されています。プリンタは 100-127Vac または 220-240Vac と 50/60Hz を使用します。

プリンタと接地した AC コンセントを電源コードで接続します。

**△ 注意：** プリンタの損傷を防ぐため、プリンタに付属の電源コードのみを使用してください。

## 電源コード規格（日本）

製品には、同梱された電源コードをお使い下さい。  
同梱された電源コードは、他の製品では使用出来ません。

## EMC ステートメント (中国)

此为 A 级产品，在生活环境 中，该产品可能会造成无线电干扰。在这种情况下，可能需要用户对其干扰采取切实可行的措施。

## EMC ステートメント (韓国)

A급 기기 (업무용 방송통신기기)	이 기기는 업무용(A급)으로 전자파적합등록을 한 기기이오니 판매자 또는 사용자는 이점을 주의하시기 바라며, 가정 외의 지역에서 사용하는 것을 목적으로 합니다.
-----------------------	--

## EMI 規格 (台湾)

### 警告使用者：

這是甲類的資訊產品，在居住的環境中使用時，可能會造成射頻干擾，在這種情況下，使用者會被要求採取某些適當的對策。

## レーザー製品に関する安全規定 (フィンランド)

### Luokan 1 laserlaite

#### Klass 1 Laser Apparat

HP LaserJet Enterprise 500 MFP M525dn, M525f, laserkirjoitin on käyttäjän kannalta turvallinen luokan 1 laserlaite. Normaalissa käytössä kirjoittimen suojakotelointi estää lasersäteen pääsyn laitteen ulkopuolelle. Laitteen turvallisuusluokka on määritetty standardin EN 60825-1 (2007) mukaisesti.

### VAROITUS !

Laitteen käyttäminen muulla kuin käyttöohjeessa mainitulla tavalla saattaa altistaa käyttäjän turvallisuusluokan 1 ylittäville näkymättömälle lasersäteilylle.

### VARNING !

Om apparaten används på annat sätt än i bruksanvisning specificerats, kan användaren utsättas för osynlig laserstrålning, som överskrider gränsen för laserklass 1.

### HUOLTO

HP LaserJet Enterprise 500 MFP M525dn, M525f - kirjoittimen sisällä ei ole käyttäjän huollettavissa olevia kohteita. Laitteen saa avata ja huoltaa ainoastaan sen huoltamiseen koulutettu henkilö. Tällaiseksi huoltotoimenpiteeksi ei katsota väriaineekasetin vaihtamista, paperiradan

puhdistusta tai muita käyttäjän käsikirjassa lueteltuja, käyttäjän tehtäväksi tarkoitettuja ylläpitotoimia, jotka voidaan suorittaa ilman erikoistyökaluja.

### **VARO !**

Mikäli kirjoittimen suojakotelo avataan, olet alittiina näkymättömälle lasersäteilylle laitteen ollessa toiminnassa. Älä katso säteeseen.

### **VARNING !**

Om laserprinterns skyddshölje öppnas då apparaten är i funktion, utsätter användaren för osynlig laserstrålning. Betrakta ej strålen.

Tiedot laitteessa käytettävän laserdiodin säteilyominaisuksista: Aallonpituus 775-795 nm Teho 5 m W Luokan 3B laser.

## **GS 規格 (ドイツ)**

Das Gerät ist nicht für die Benutzung im unmittelbaren Gesichtsfeld am Bildschirmarbeitsplatz vorgesehen. Um störende Reflexionen am Bildschirmarbeitsplatz zu vermeiden, darf dieses Produkt nicht im unmittelbaren Gesichtsfeld platziert werden.

Das Gerät ist kein Bildschirmarbeitsplatz gemäß BildscharbV. Bei ungünstigen Lichtverhältnissen (z. B. direkte Sonneneinstrahlung) kann es zu Reflexionen auf dem Display und damit zu Einschränkungen der Lesbarkeit der dargestellten Zeichen kommen.

## 成分表 (中国)

### 有毒有害物质表

根据中国电子信息产品污染控制管理办法的要求而出台

部件名称	有毒有害物质和元素					
	铅 (Pb)	汞 (Hg)	镉 (Cd)	六价铬 (Cr(VI))	多溴联苯 (PBB)	多溴二苯醚 (PBDE)
打印引擎	X	0	0	0	0	0
复印机组件	X	0	0	0	0	0
控制面板	0	0	0	0	0	0
塑料外壳	0	0	0	0	0	0
格式化板组件	X	0	0	0	0	0
碳粉盒	X	0	0	0	0	0

0614

0 : 表示在此部件所用的所有同类材料中，所含的此有毒或有害物质均低于 SJ/T11363-2006 的限制要求。

X : 表示在此部件所用的所有同类材料中，至少一种所含的此有毒或有害物质高于 SJ/T11363-2006 的限制要求。

注：引用的“环保使用期限”是根据在正常温度和湿度条件下操作使用产品而确定的。

## 有害物質に関する規格 (トルコ)

Türkiye Cumhuriyeti: EEE Yönetmeliğine Uygundur

## 有害物質に関する規格 (ウクライナ)

О б л а д н а н н я в і д п о в і д ає в и м о г а м Т е х н і ч н о г о р е г л а м е н т у щ од о обмеження використання деяких небезпечних речовин в електричному та електронному обладнанні, затвердженого постановою Кабінету Міністрів України від 3 грудня 2008 № 1057

# 電気通信（ファックス）製品向けのその他の規格

## 通信運用に関する EU ステートメント

この製品は EEA (European Economic Area) の国/地域のアナログ PSTN (Public Switched Telecommunication Networks) に接続するためのものです。

この製品は EU R&TTE 指令 1999/5/EC (付録 II) の要件に準拠し、それに基づいて CE 認定マークを保有しています。

詳細については、本マニュアルの別のセクションに記載されている製造元発行の「適合宣言書」を参照してください。

国/地域によって PSTN に違いがあるので、この製品がすべての PSTN 端末で機能するかどうかを無条件に保証することはできません。ネットワークの互換性は PSTN 接続の準備で正しい設定が選択されたかどうかに依存します。マニュアルに説明されている手順に従ってください。

ネットワークの互換性に問題が発生した場合は、使用装置の購入元、またはお住まいの国/地域の HP ヘルプデスクにお問い合わせください。

PSTN 端末への接続は、現地の PSTN 業者によって設定されている要件にも左右されます。

## New Zealand Telecom Statements

The grant of a Telepermit for any item of terminal equipment indicates only that Telecom has accepted that the item complies with minimum conditions for connection to its network. It indicates no endorsement of the product by Telecom, nor does it provide any sort of warranty. Above all, it provides no assurance that any item will work correctly in all respects with another item of Telepermitted equipment of a different make or model, nor does it imply that any product is compatible with all of Telecom's network services.

This equipment may not provide for the effective hand-over of a call to another device connected to the same line.

This equipment shall not be set up to make automatic calls to the Telecom "111" Emergency Service.

This product has not been tested to ensure compatibility with the FaxAbility distinctive ring service for New Zealand.

## Additional FCC statement for telecom products (US)

This equipment complies with Part 68 of the FCC rules and the requirements adopted by the ACTA. On the back of this equipment is a label that contains, among other information, a product identifier in the format US:AAAEQ##TXXXX. If requested, this number must be provided to the telephone company.

The REN is used to determine the quantity of devices, which may be connected to the telephone line. Excessive RENs on the telephone line may result in the devices not ringing in response to an incoming call. In most, but not all, areas, the sum of the RENs should not exceed five (5.0).

To be certain of the number of devices that may be connected to the line, as determined by the total RENs, contact the telephone company to determine the maximum REN for the calling area.

This equipment uses the following USOC jacks: RJ11C.

An FCC-compliant telephone cord and modular plug is provided with this equipment. This equipment is designed to be connected to the telephone network or premises wiring using a compatible modular jack, which is Part 68 compliant. This equipment cannot be used on telephone company-provided coin service. Connection to Party Line Service is subject to state tariffs.

If this equipment causes harm to the telephone network, the telephone company will notify you in advance that temporary discontinuance of service may be required. If advance notice is not practical, the telephone company will notify the customer as soon as possible. Also, you will be advised of your right to file a complaint with the FCC if you believe it is necessary.

The telephone company may make changes in its facilities, equipment, operations, or procedures that could affect the operation of the equipment. If this happens, the telephone company will provide advance notice in order for you to make the necessary modifications in order to maintain uninterrupted service.

If trouble is experienced with this equipment, please see the numbers in this manual for repair and (or) warranty information. If the trouble is causing harm to the telephone network, the telephone company may request you remove the equipment from the network until the problem is resolved.

The customer can do the following repairs: Replace any original equipment that came with the device. This includes the toner cartridge, the supports for trays and bins, the power cord, and the telephone cord. It is recommended that the customer install an AC surge arrestor in the AC outlet to which this device is connected. This is to avoid damage to the equipment caused by local lightning strikes and other electrical surges.

## Telephone Consumer Protection Act (US)

The Telephone Consumer Protection Act of 1991 makes it unlawful for any person to use a computer or other electronic device, including fax machines, to send any message unless such message clearly contains, in a margin at the top or bottom of each transmitted page or on the first page of the transmission, the date and time it is sent and an identification of the business, other entity, or individual sending the message and the telephone number of the sending machine or such business, or other entity, or individual. (The telephone number provided cannot be a 900 number or any other number for which charges exceed local or long distance transmission charges).

## Industry Canada CS-03 requirements

**Notice:** The Industry Canada label identifies certified equipment. This certification means the equipment meets certain telecommunications network protective, operational, and safety requirements as prescribed in the appropriate Terminal Equipment Technical Requirement document(s). The Department does not guarantee the equipment will operate to the user's satisfaction. Before installing this equipment, users should ensure that it is permissible for the equipment to be connected to the facilities of the local telecommunications company. The

equipment must also be installed using an acceptable method of connection. The customer should be aware that compliance with the above conditions may not prevent degradation of service in some situations. Repairs to certified equipment should be coordinated by a representative designated by the supplier. Any repairs or alterations made by the user to this equipment, or equipment malfunctions, may give the telecommunications company cause to request the user to disconnect the equipment. Users should ensure for their own protection that the electrical ground connections of the power utility, telephone lines, and internal metallic water pipe system, if present, are connected together. This precaution can be particularly important in rural areas.

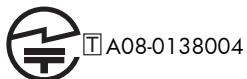
**△注意：** Users should not attempt to make such connections themselves, but should contact the appropriate electric inspection authority, or electrician, as appropriate. The Ringer Equivalence Number (REN) of this device is 0.0B.

Notice: The Ringer Equivalence Number (REN) assigned to each terminal device provides an indication of the maximum number of terminals allowed to be connected to a telephone interface. The termination on an interface may consist of any combination of devices subject only to the requirement that the sum of the Ringer Equivalence Number of all the devices does not exceed five (5.0). The standard connecting arrangement code (telephone jack type) for equipment with direct connections to the telephone network is CA11A.

## ベトナムの有線通信およびワイヤレス通信における ICTQC で型番認証された製品に対するマーク



## 日本の電気通信機器の認定マーク



# 索引

- C**  
Canadian DOC regulations (カナダ DOC 規格) 28
- E**  
EU (欧州連合)、廃棄物処理 22
- F**  
FCC 規格 18
- H**  
HP カスタマ ケア 12  
HP 製以外のサプライ品 4  
HP 不正品 Web サイト 5
- M**  
Macintosh  
サポート 12
- W**  
Web サイト  
化学物質安全性データシート (MSDS) 22  
Web サイト  
不正品レポート 5  
Web サイト  
Macintosh カスタマ サポート 12  
カスタマ サポート 12
- あ**  
安全規定 28, 29
- お**  
オンライン サポート 12
- か**  
化学物質安全性データシート (MSDS) 22
- そ**  
稼動音仕様 15  
カスタマ サポート  
オンライン 12  
環境に関するスチュワードシップ  
プログラム 19  
韓国語 EMC ステートメント 29  
カートリッジ  
HP 製以外 4  
保証 3  
リサイクル 20
- き**  
偽造サプライ品 5  
技術サポート  
オンライン 12  
偽造防止サプライ品 5
- さ**  
サイズ仕様、製品 14  
材料の制限 21  
サプライ品  
HP 製以外 4  
リサイクル 20  
サポート  
オンライン 12  
サプライ品  
偽造 5
- し**  
仕様  
電気および稼動音 15  
使用許諾、ソフトウェア 7  
仕様  
物理的 14
- す**  
水銀を含まない製品 21
- た**  
耐用期間経過後の廃棄 21  
台湾 EMI 規格 29
- て**  
電気仕様 15  
電力  
消費 15
- と**  
トナー カートリッジ  
保証 3  
トナー カートリッジ  
HP 製以外 4  
メモリ チップ 6  
リサイクル 20
- に**  
日本 VCCI 規格 28
- は**  
廃棄、耐用期間経過後 21
- ふ**  
フィンランドのレーザー製品に関する安全規定 29  
不正品対策 Web サイト 5  
付属のバッテリ 21  
物理的仕様 14
- ほ**  
保証  
カスタマ セルフ リペア 11  
使用許諾 7

製品 2  
トナー カートリッジ 3

め  
メモリ チップ、トナー カートリッジ  
説明 6

り  
リサイクル 20  
HP 印刷サプライ品回収および  
環境プログラム 20

れ  
レーザー製品に関する安全規定  
29  
レーザー製品の安全性に関する規  
定 28



© 2012 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

[www.hp.com](http://www.hp.com)



CF116-90952

